

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目 次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	39
三	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（第三条関係）	43
四	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第四条関係）	48
五	地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（第五条関係）	56
六	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）（第六条関係）	71
七	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）	73
八	国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第七条関係）	74
九	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（附則第八条関係）	75
十	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第九条関係）	76
十一	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）（附則第十条関係）	78
十二	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第十一条関係）	80
十三	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第十二条関係）	81
十四	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第十三条関係）	82
十五	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十四条関係）	83
十六	消費税法（昭和六十三年法律第八号）（附則第十五条関係）	84
十七	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（附則第十六条関係）	85

地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

（測定単位及び単位費用）
第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

（測定単位及び単位費用）
第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
九 地方税減収補	八 補正予算償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	地方税の減収補てんのため昭和六十三年

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
九 地方税減収補	八 補正予算償還費	昭和五十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	地方税の減収補てんのため昭和六十二年

市町村	一〇八略	九 補正予算償還費	てん債償還費				
			十 地域財政特例 対策償還費	十一 臨時財政特 例償還費	十二 財源対策償 還費	十三及び十四 略	十五 臨時財政対 策償還費
			度から平成二十年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	地域財政特例対策のため昭和六十三年 度から平成五年度までの各年度におい て特別に発行を許可された地方債の額	臨時財政特例対策のため昭和六十三年 度から平成十二年度までの各年度にお いて特別に発行を許可された地方債の額	平成六年度から平成二十年度までの各 年度の財源対策のため当該各年度にお いて発行について同意又は許可を得た 地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年度から 平成二十年度までの各年度において特 別に起こすことができることとされた地 方債の額
			昭和五十三年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	昭和五十三年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	昭和五十三年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	昭和五十三年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	昭和五十三年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金

市町村	一〇八略	九 補正予算償還費	てん債償還費				
			十 地域財政特例 対策償還費	十一 臨時財政特 例償還費	十二 財源対策償 還費	十三及び十四 略	十五 臨時財政対 策償還費
			度から平成十九年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	地域財政特例対策のため昭和六十二年 度から平成五年度までの各年度におい て特別に発行を許可された地方債の額	臨時財政特例対策のため昭和六十二年 度から平成十二年度までの各年度にお いて特別に発行を許可された地方債の額	平成六年度から平成十九年度までの各 年度の財源対策のため当該各年度にお いて発行について同意又は許可を得た 地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年度から 平成十九年度までの各年度において特 別に起こすことができることとされた地 方債の額
			昭和五十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	昭和五十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	昭和五十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	昭和五十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金	昭和五十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る 元利償還金

一 四十	測定単位の 種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位	2 略	
				十 地方税減収補 てん債償還費 十一 地域財政特 例対策債償還費 十二 臨時財政特 例債償還費 十三 財源対策債 償還費 十四及び十五 略 十六 臨時財政対 策債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十三年 度から平成二十年度までの各年度におい て特別に発行について同意又は許可を得 た地方債の額 地域財政特例対策のため昭和六十三年 度から平成五年度までの各年度において特 別に発行を許可された地方債の額 臨時財政特例対策のため昭和六十三年 度から平成十二年度までの各年度におい て特別に発行を許可された地方債の額 平成六年度から平成二十年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において 発行について同意又は許可を得た地方債 の額 臨時財政対策のため平成十三年度から平 成二十年度までの各年度において特別に 起こすことができることとされた地方債 の額

3
略

前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、そ
れぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて
、総務省令の定めるところにより算定する。

一 四十	測定単位の 種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位	2 略	
				十 地方税減収補 てん債償還費 十一 地域財政特 例対策債償還費 十二 臨時財政特 例債償還費 十三 財源対策債 償還費 十四及び十五 略 十六 臨時財政対 策債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十二年 度から平成十九年度までの各年度におい て特別に発行について同意又は許可を得 た地方債の額 地域財政特例対策のため昭和六十二年 度から平成五年度までの各年度において特 別に発行を許可された地方債の額 臨時財政特例対策のため昭和六十三年 度から平成十二年度までの各年度におい て特別に発行を許可された地方債の額 平成六年度から平成十九年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において 発行について同意又は許可を得た地方債 の額 臨時財政対策のため平成十三年度から平 成十九年度までの各年度において特別に 起こすことができることとされた地方債 の額
				3 略	
				前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、そ れぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて 、総務省令の定めるところにより算定する。	

一 略		四十二 昭	四十三 平
昭和五十三年	昭和五十二年	昭和五十三年	昭和五十三年
年度から	年度から	年度から	年度から
平成十年	平成十年	平成十年	平成十年
度までの	度までの	度までの	度までの
各年度に	各年度に	各年度に	各年度に
おいて国	おいて国	おいて国	おいて国
の補正予	の補正予	の補正予	の補正予
算等に係	算等に係	算等に係	算等に係
る事業費	る事業費	る事業費	る事業費
の財源に	の財源に	の財源に	の財源に
充てられた	充てられた	充てられた	充てられた
め発行を	め発行を	め発行を	め発行を
許可され	許可され	許可され	許可され
た地方債	た地方債	た地方債	た地方債
に係る元	に係る元	に係る元	に係る元
利償還金	利償還金	利償還金	利償還金
四十三 平	四十三 平	四十三 平	四十三 平
成十一年	成十一年	成十一年	成十一年
度から平	度から平	度から平	度から平
成十四年	成十四年	成十四年	成十四年
度まで及	度まで及	度まで及	度まで及
び平成十	び平成十	び平成十	び平成十
六年度か	六年度か	六年度か	六年度か
ら平成二	ら平成二	ら平成二	ら平成二
十年度ま	十年度ま	十年度ま	十年度ま
での各年	での各年	での各年	での各年
度におい	度におい	度におい	度におい
て国の補	て国の補	て国の補	て国の補
国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てられた昭和三十九年度から平成十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額		千円	

一 略		四十二 昭	四十三 平
昭和五十三年	昭和五十二年	昭和五十三年	昭和五十三年
年度から	年度から	年度から	年度から
平成十年	平成十年	平成十年	平成十年
度までの	度までの	度までの	度までの
各年度に	各年度に	各年度に	各年度に
おいて国	おいて国	おいて国	おいて国
の補正予	の補正予	の補正予	の補正予
算等に係	算等に係	算等に係	算等に係
る事業費	る事業費	る事業費	る事業費
の財源に	の財源に	の財源に	の財源に
充てられた	充てられた	充てられた	充てられた
め発行を	め発行を	め発行を	め発行を
許可され	許可され	許可され	許可され
た地方債	た地方債	た地方債	た地方債
に係る元	に係る元	に係る元	に係る元
利償還金	利償還金	利償還金	利償還金
四十三 平	四十三 平	四十三 平	四十三 平
成十一年	成十一年	成十一年	成十一年
度から平	度から平	度から平	度から平
成十四年	成十四年	成十四年	成十四年
度まで及	度まで及	度まで及	度まで及
び平成十	び平成十	び平成十	び平成十
六年度か	六年度か	六年度か	六年度か
ら平成二	ら平成二	ら平成二	ら平成二
十年度ま	十年度ま	十年度ま	十年度ま
での各年	での各年	での各年	での各年
度におい	度におい	度におい	度におい
て国の補	て国の補	て国の補	て国の補
国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てられた昭和三十九年度から平成十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額		千円	

正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	四十四 地	四十五 地
	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補てんのため、昭和六十三年から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年から平成二十年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補てんのため昭和六十三年から平成二十年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九
	千円	千円

正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	四十四 地	四十五 地
	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補てんのため、昭和六十二年から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年から平成十九年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補てんのため昭和六十二年から平成十九年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九
	千円	千円

四十七平	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円
成六年度		
から平成		
二十年度		
までの各		
年度の財		
源対策の		
ため当該		
各年度に		
おいて発		
行につい		
て同意又		
は許可を		
得た地方		
債の額		
四十八及び		
四十九		
略		
五十 臨時		
財政対策		
のため平		
成十三年		
度から平		
成二十年		
度までの		
各年度に		
おいて特		
別に起こ		
すことが		
できるこ		

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起すことができないこととされた地方債の額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起すことができることとされた地方債の額

千円

ととされ た地方債 の額	成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (4) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度及び平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額
--------------------	--

第十三条 略

2 4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 警察費	略	略	略	略
二 五 略	略	略	略	略
六 総務費	略	略	略	略
七 略	略	略	略	略

ととされ た地方債 の額	成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (4) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額
--------------------	--

第十三条 略

2 4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 警察費	略	略	略	略
二 五 略	略	略	略	略
六 総務費	略	略	略	略
七 略	略	略	略	略

十 地域財政特例 対策償還費	方債の額	地域財政特例対 策のため昭和六 十三年度から平 成五年度までの 各年度において 特別に発行を許 可された地方債 の額	十一 臨時財政特 例償還費	十二 財源対策債 償還費	十三及び十四 略	十五 臨時財政対 策償還費
十 地域財政特例 対策償還費	種別補正	臨時財政特例対 策のため昭和六 十三年度から平 成五年度までの 各年度において 特別に発行を許 可された地方債 の額	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正
十 地域財政特例 対策償還費	方債の額	地域財政特例対 策のため昭和六 十二年度から平 成五年度までの 各年度において 特別に発行を許 可された地方債 の額	十一 臨時財政特 例償還費	十二 財源対策債 償還費	十三及び十四 略	十五 臨時財政対 策償還費
十 地域財政特例 対策償還費	種別補正	臨時財政特例対 策のため昭和六 十二年度から平 成五年度までの 各年度において 特別に発行を許 可された地方債 の額	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正

市町村		
一〇五略	六 総務費	年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
1 徴税費	世帯数	段階補正、密度補正及び態容補正
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	段階補正、密度補正及び態容補正
3 地域振興費	世帯数	段階補正、密度補正及び態容補正
人口	面積	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
七略		種別補正
八 補正予算債償還費	昭和五十三年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償	種別補正

市町村		
一〇五略	六 総務費	年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
1 徴税費	世帯数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
3 地域振興費	世帯数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
人口	面積	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
七略		種別補正
八 補正予算債償還費	昭和五十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償	種別補正

[illegible]

6 12 略			
	十一 臨時財政特 例償還費	臨時財政特例対 策のため昭和六 十三年度から平 成十二年度まで の各年度におい て特別に発行を 許可された地方 債の額	種別補正
	十二 財源対策債 償還費	平成六年度から 平成十九年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	種別補正
	十三及び十四 略		
	十五 臨時財政対 策償還費	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成十九 年度までの各年 度において特別 に起こすことが できることとさ れた地方債の額	種別補正

(平成二十一年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十一年度分(以下「平成二十一年度分」として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に二千八百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額に地方団体が行う雇用機会の創出その他の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号

〔第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条及び次条第六項において「旧法」という。)附則第四条の第二項の規定において平成二十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 千四百億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千八百三十一億円

(削除)

四 平成二十一年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 二兆五千五百五十三億円

(削除)

(平成二十 年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十 年度分(以下「平成二十 年度分」として交付すべき交付税の総額は、第一号から第七号までに掲げる額の合算額に二千五百億円を加算した額から第八号及び第九号に掲げる額の合算額を減額した額

とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十 年法律第二十二号

〔第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条において「旧法」という。)附則第四条の第二項の規定において平成二十 年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千八百六十九億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十 年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千億円

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十 年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 四千七百四十四億千四百八十八万九千円

五 平成二十 年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 一兆三百二十億四千七百五十万円

六 平成二十年度における交付税の総額を確保するため第一号から第四号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆二千四百十億四千七百五十万円

五 平成二十一年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十年度における借入金の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十一年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百一十一億円

2 平成二十一年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた三千八百八十六億千七百万円を減額する。

（平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要

七 平成二十一年度における借入金に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成十九年度における借入金に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

九 平成二十一年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百一十一億円

2 平成二十一年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた八百七十億円を減額する。

（平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要

な 額

2 平成二十二年度分の交付税の総額については、前項の額に、地方団体が
行う雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために五
千億円を加算する。

3 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額につ
いては、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付
税の総額の減少の影響を緩和するため、第一項の額に、次の表の上欄に掲
げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

4 平成二十二年度から平成三十六年度までの各年度分の交付税の総額は、
平成二十二年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定によ
り加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定
める金額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつて
は第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び同
表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算し
た額とし、平成二十五年度から平成三十六年度までの各年度にあつては第
一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金
額を加算した額とする。

な 額

2 平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額につ
いては、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付
税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲
げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年	八百六十六億円
平成二十三年	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

3 平成二十一年度から平成三十五年度までの各年度分の交付税の総額は、
平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度
にあつて
は第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び次
の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算し
た額とし、平成二十五年度から平成三十五年度までの各年度にあつては第
一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金
額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千九十四億円
平成二十九 年度	三千六百十七億円
平成三十 年度	三千百十九億円
平成三十一年 度	二千六百七十七億円
平成三十二 年度	二千二百十七億円
平成三十三年 度	千七百四十億円
平成三十四 年度	千二百六十九億円
平成三十五 年度	七百九十一億円
平成三十六 年度	三百六十七億円

5 | 平成二十二年度から平成二十七年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六百七十六億七千五百六十二万二千元、平成十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち百九十九

年 度	金 額
平成二十一年 度	五千八百三十一億円
平成二十二 年度	六千六百九十五億円
平成二十三 年度	六千六百九十五億円
平成二十四 年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五 年度	五千五百八十一億円
平成二十六 年度	五千百十二億円
平成二十七 年度	四千五百三十九億円
平成二十八 年度	三千九百二十四億円
平成二十九 年度	三千四百三十一億円
平成三十 年度	二千九百十二億円
平成三十一年 度	二千四百五十億円
平成三十二 年度	千九百六十七億円
平成三十三年 度	千四百六十五億円
平成三十四 年度	九百六十六億円
平成三十五 年度	四百五十九億円

4 | 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち千三百四十八億七千五百六十二万二千元、平成十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち三百九十

億百八十九万七千円 及び平成十九年度において交付すべきであつた額を
超えて交付された額のうち四千九百九十四億三千七百万円について

、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七
百五十一万九千円を、平成二十三年度から平成二十七年までに当該各年
度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円をそれぞれ減額す
る。

6 旧法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額を平成二十三年
度から平成二十七年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年
度における交付税の総額は、第四項の規定による額から二千四百八十二億
九百五十万円を減額した額とする。

7 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第
四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各
年度の前年度の予算で定める額とする。

(削除)

七億百八十九万七千円及び平成十八年度において交付すべきであつた額を
超えて交付された額のうち三千十六億千七百万円 について、平成

二十一年度に当該年度分の交付税の総額から三千八百八十六億千七百万
円を、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七
百五十一万九千円を

それぞれ減額す
る。

5 前条 第一項第六号に掲げる額に相当する額を平成二十三年
度から平成二十七年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年
度における交付税の総額は、第三項の規定による額から二千四百八十二億
九百五十万円を減額した額とする。

6 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第
四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各
年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成二十一年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成二十一年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付
税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額に
ついては、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税
配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための
特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五
の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」と
いう。）で平成二十一年度において総務大臣又は都道府県知事が発行につ

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団
体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定によ
る基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる
経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単
位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等 のための地 方債利子支 払費	民法（明治二十九年法律第八十九 号）第三十四条の規定により設立 された法人で災害に係る復興事業 等を行うことを目的とするものに 対する貸付けの財源に充てるため 平成十六年度において発行を許可	円 千円につき 九五〇

いて同意又は許可をするものの予定額の総額から次に掲げる額の合算額を
控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(3)までに規定する地方債及び臨時
財政対策債に係る平成二十一年度における元利償還金の支払に充てるた
め必要な額の総額の見込額

二 第七条に規定する地方団体の歳出の種類ごとの総額の見込額と各地方
団体の当該歳出の種類ごとの決算額の総額とのかい離の是正を図ること
に伴い平成二十一年度において必要となる額

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第一
項に規定する特別交付金の平成二十一年度の総額

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成十八 年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方団
体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定によ
る基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる
経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単
位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等 のための地 方債利子支 払費	民法（明治二十九年法律第八十九 号）第三十四条の規定により設立 された法人で災害に係る復興事業 等を行うことを目的とするものに 対する貸付けの財源に充てるため 平成十六年度において発行を許可	円 千円につき 九五〇

—— された地方債に係る利子支払額 ——

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

(地域雇用創出推進費の基準財政需要額への算入)

第六条の二 平成二十一年度及び平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域雇用創出推進費	人口	一人につき 二、一七〇円
			円

—— された地方債に係る利子支払額 ——

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

市町村	地域雇用創出推進費	人口	一人につき	一、八四〇
-----	-----------	----	-------	-------

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(平成二十一年度分) の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十一年度分 の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、

一条の規定によつて算定した額から次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を控除した額

る。

道府県	人口	一人につき	二七、四九一	円
-----	----	-------	--------	---

(平成二十年度及び平成二十一年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十年度及び平成二十一年度の各年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十年度にあつては第十

一条の規定によつて算定した額から次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を控除した額とし、平成二十一年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とす

る。

道府県	人口	一人につき	一三、六〇八	円
-----	----	-------	--------	---

市町村	人口	一人につき	一一、八四四	円
-----	----	-------	--------	---

2 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

第七条から第十条まで 略

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	二 土木費 1 道路橋り よう費	警察職員数	一人につき 九、〇七〇、〇〇〇 円
道路の延長		道路の面積	千平方メートルにつき 一六一、〇〇〇
道路の延長		メートル	二、二八七、〇〇〇

市町村	人口	一人につき	七、六二四	円
-----	----	-------	-------	---

2 前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

第七条から第九条まで 略

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県		地 方 団 体 の 種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
一	警察費			一人につき	八、九五二、〇〇〇 円
二	土木費				
1	道路橋り よう費		道路の面積	千平方メートルにつき	一五三、〇〇〇
			道路の延長	一キロメートル	二、三八八、〇〇〇

生徒数	一人につき	4 特別支援 学校費		5 その他の 教育費	人口	四 厚生労働費			
		教職員数	学級数			1 生活保護 費	2 社会福祉 費	3 衛生費	4 高齢者保 健福祉費
町村部人口	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六三、九〇〇		六、六一五、〇〇〇	二、三四一、〇〇〇	一、八〇〇		六、八四〇	九、三四〇	一一、三〇〇	四六、四〇〇
									九六、〇〇〇

生徒数	一人につき	4 特別支援 学校費		5 その他の 教育費	人口	四 厚生労働費			
		教職員数	学級数			1 生活保護 費	2 社会福祉 費	3 衛生費	4 高齢者保 健福祉費
町村部人口	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六二、九〇〇		六、四九五、〇〇〇	二、三五二、〇〇〇	一、八五〇		六、六三〇	九、三三〇	一〇、八〇〇	四五、五〇〇
									九一、〇〇〇

5	労働費	人口	一人につき	五四八
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	一〇六、〇〇〇
2	林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、五〇〇
		公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一四、三〇〇
3	水産行政費	水産業者数	一人につき	二八四、〇〇〇
4	商工行政費	人口	一人につき	二、一三〇
六	総務費			
1	徴税費	世帯数	一世帯につき	七、一八〇
2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、一七五、〇〇〇
3	地域振興費	人口	一人につき	六一四
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられた	千円につき	九五〇
		いて同意又		

[illegible]

九	地方税減収 補てん償還 費	地方税の減 収補てんの ため昭和六 十二年度か ら平成十九 年度までの 各年度にお いて特別に 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	行について 同意又は許 可を得た地 方債の額	千円に つき	七四
十	地域財政特 例対策償還 費	地域財政特 例対策のた め昭和六十 二年度から 平成五年度 までの各年 度において 特別に発行 を許可され た地方債の 額	地域財政特 例対策のた つき	千円に つき	三六
十一	臨時財政 特例償還費	臨時財政特 例対策のた つき	千円に つき	八七	

市町村		額	た地方債の
一 消防費	人口	一人につき	一一、〇〇〇円
二 土木費	道路の面積	平方メートルにつき	八〇、九〇〇
1 道路橋りよう費	道路の延長	キロメートルにつき	二五二、〇〇〇
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	メートルにつき	二八、九〇〇
	港湾における外郭施設の延長	メートルにつき	六、三〇〇
	漁港における係留施設の延長	メートルにつき	一二、八〇〇
	漁港における外郭施設の延長	メートルにつき	四、八三〇

	3 都市計画 費	4 公園費	5 下水道費	6 その他の 土木費	三 教育費	1 小学校費	2 中学校費			
	都市計画 域における 人口	人口	人口	人口	児童数	児童数	生徒数	学級数	学校数	学校数
	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一学級 につき	一校に つき
	一、〇八〇	六二三	三七、五〇〇	一〇〇	一、九三〇	四一、一〇〇	八、六五九、〇〇〇	三八、三〇〇	一、〇九一、〇〇〇	九、三〇六、〇〇〇

	3 都市計画 費	4 公園費	5 下水道費	6 その他の 土木費	三 教育費	1 小学校費	2 中学校費			
	都市計画 域における 人口	人口	人口	人口	児童数	児童数	生徒数	学級数	学校数	学校数
	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一学級 につき	一校に つき
	一、一二〇	六二〇	三七、三〇〇	一〇〇	一、九三〇	三九、六〇〇	八、六七二、〇〇〇	三六、五〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	九、三二九、〇〇〇

3 高等学校 教職員数	生徒数	4 その他の 人口	4 教育費	四 厚生費	1 生活保護 市部人口	2 社会福祉 人口	3 保健衛生 人口	4 高齢者保 健福祉費 上人口	七十五歳以 上人口	5 清掃費 人口	五 産業経済費	1 農業行政 費 農家数	2 林野水産 行政費 産業の従業 者数
七、二八〇、〇〇〇	七二、八〇〇	五、二四〇	三四〇、〇〇〇		六、九七〇	一五、四〇〇	四、四六〇	七〇、七〇〇	八六、三〇〇	五、六五〇		八五、三〇〇	二五三、〇〇〇

3 高等学校 教職員数	生徒数	4 その他の 人口	4 教育費	四 厚生費	1 生活保護 市部人口	2 社会福祉 人口	3 保健衛生 人口	4 高齢者保 健福祉費 上人口	七十五歳以 上人口	5 清掃費 人口	五 産業経済費	1 農業行政 費 農家数	2 林野水産 行政費 産業の従業 者数
七、二六三、〇〇〇	七二、五〇〇	五、三七〇	三三二、〇〇〇		六、六一〇	一五、二〇〇	四、〇六〇	六九、四〇〇	七九、七〇〇	五、七六〇		八二、五〇〇	二四五、〇〇〇

[illegible]

係る事業費 の財源に充 てるため発 行について 同意又は許 可を得た地 方債の額	地方税の減 収補てんの ため昭和六 十三年度か ら平成二十 年度までの 各年度にお いて特別に 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	十一 地域財政 特例対策債償 還費	地域財政特 例対策のた め昭和六十 三年度から 平成五年度 までの各年 度において 特別に発行 を許可され た地方債の	千円に つき	七〇	十一 地域財政 特例対策債償 還費	地域財政特 例対策のた め昭和六十 三年度から 平成五年度 までの各年 度において 特別に発行 を許可され た地方債の	千円に つき	三五			

係る事業費 の財源に充 てるため発 行について 同意又は許 可を得た地 方債の額	地方税の減 収補てんの ため昭和六 十二年度か ら平成十九 年度までの 各年度にお いて特別に 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	十一 地域財政 特例対策債償 還費	地域財政特 例対策のた め昭和六十 三年度から 平成五年度 までの各年 度において 特別に発行 を許可され た地方債の	千円に つき	七四	十一 地域財政 特例対策債償 還費	地域財政特 例対策のた め昭和六十 三年度から 平成五年度 までの各年 度において 特別に発行 を許可され た地方債の	千円に つき	三六			

十二 臨時財政 特別償還費	臨時財政特 例対策のた つき	三 五
十三 財源対策 償還費	平成六年度 から平成二 十年までの 各年度の 財源対策の ため当該各 年度におい て発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額	六 二
十四 減税補て ん償還費	個人の市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら	九 二

[illegible]

別表第二(第十二条第五項関係)			別表第二(第十二条第五項関係)		
市町村		道府県	市町村		道府県
人口 面積		人口 面積	人口 面積		人口 面積
一人につき 一平方キロ メートルに つき		一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき		一人につき 一平方キロ メートルに つき
二、三三六、〇〇〇		一、一四八、〇〇〇	二、三三四、〇〇〇		一、一三〇、〇〇〇
円		円	円		円
単位費用			単位費用		
額			額		
た地方債の			た地方債の		
こととされ			こととされ		
とができる			とができる		
に起こすこ			に起こすこ		
において特別			において特別		

改 正 案		現 行	
附 則 （交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例） 第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年度にあつては三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円（以下この項において「平成二十一年度分の借入金限度額」という。）を、平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成二十一年度分の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。		附 則 （交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例） 第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度及び平成二十一年度にあつては三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円（以下この項において「平成二十一年度分等の借入金限度額」という。）を、平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成二十一年度分等の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金を行うことができる。	
年 度	控 除 額	年 度	控 除 額
平成二十二年度	七千八百十二億円	平成二十二年度	七千八百十二億円
平成二十三年度	八千五百九十三億円	平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円	平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年	一兆七百六十六億円	平成二十五年	一兆七百六十六億円

平成二十六年 度	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年 度	一兆三千九百二十億円
平成二十八年 度	一兆五千三百十億円
平成二十九年 度	一兆六千八百四十一億円
平成三十年 度	一兆八千五百二十五億円
平成三十一年 度	二兆三百七十七億円
平成三十二年 度	二兆二千四百十七億円
平成三十三年 度	二兆四千六百五十六億円
平成三十四年 度	二兆七千二百二十三億円
平成三十五年 度	二兆八千八百八十一億円
平成三十六年 度	三兆七百十九億円
平成三十七年 度	三兆二千六百三十四億円
平成三十八年 度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

平成二十六年 度	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年 度	一兆三千九百二十億円
平成二十八年 度	一兆五千三百十億円
平成二十九年 度	一兆六千八百四十一億円
平成三十年 度	一兆八千五百二十五億円
平成三十一年 度	二兆三百七十七億円
平成三十二年 度	二兆二千四百十七億円
平成三十三年 度	二兆四千六百五十六億円
平成三十四年 度	二兆七千二百二十三億円
平成三十五年 度	二兆八千八百八十一億円
平成三十六年 度	三兆七百十九億円
平成三十七年 度	三兆二千六百三十四億円
平成三十八年 度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例)

第九條 第二十四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十一年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆円を加算した額とし、

平成二十二年
度にあつては第二十四條

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例)

第九條 第二十四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十一年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十一年度及び平成二十二年
度にあつては第二十四條

の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額に五千億円を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年から平成二十七年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十六年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十二年 度	八百六十六億 円
平成二十三 年度	八百六十七億 円
平成二十四 年度	八百六十七億 円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十二 年度	六千六百九十 五億円
平成二十三 年度	六千六百九十 五億円
平成二十四 年度	六千二百三十四億八千五百万円

の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年から平成二十七年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十五年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十一 年度	千四百億 円
平成二十二 年度	八百六十六億 円
平成二十三 年度	八百六十七億 円
平成二十四 年度	八百六十七億 円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十一 年度	五千八百三十 一億円
平成二十二 年度	六千六百九十 五億円
平成二十三 年度	六千六百九十 五億円
平成二十四 年度	六千二百三十四億八千五百万円

平成二十五年 度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千九十四億円
平成二十九 年度	三千六百十七億円
平成三十 年度	三千百十九億円
平成三十一年 度	二千六百七十七億円
平成三十二 年度	二千二百十七億円
平成三十三 年度	千七百四十億円
平成三十四 年度	千二百六十九億円
平成三十五 年度	七百九十一億円
平成三十六 年度	三百六十七億円
三 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百八十二億九百五十万円	

平成二十五年 度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千五百三十九億円
平成二十八 年度	三千九百二十四億円
平成二十九 年度	三千四百三十一億円
平成三十 年度	二千九百十二億円
平成三十一年 度	二千四百五十億円
平成三十二 年度	千九百六十七億円
平成三十三 年度	千四百六十五億円
平成三十四 年度	九百六十六億円
平成三十五 年度	四百五十九億円
三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百八十二億九百五十万円	

改 正 案	現 行
附 則 第三十三條の五の二 地方公共団体は、平成十九年度から平成二十一年度までの間に限り、<u>第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てゐるため、地方交付税法附則第六條の三第一項の規定により控除する額に係る同項に規定する算定方法に準ずるものとして総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</u> 2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。 第三十三條の五の六 略 （公営企業の廃止等に係る地方債の特例） 第三十三條の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年年度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てゐるため、<u>第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことがで</u>	附 則 第三十三條の五の二 地方公共団体は、平成十九年度から平成二十一年度までの間に限り、<u>第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てゐるため、地方交付税法附則第六條の二第一項の規定により控除する額に係る同項に規定する算定方法に準ずるものとして総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。</u> 2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。 第三十三條の五の六 略

きる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行つてゐる当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当

該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。） 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第三号に規定する実質公債費

比率をいう。)及び将来負担比率(同条第四号に規定する将来負担比率をいう。)の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第三項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務(都道府県の行う許可に係るものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例)

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間(次項及び次条第一項において「特例期間」という。)に限り、退職手当の財源に充てるための地方債(当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。)を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2及び3 略

(退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例)

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間(以下この条において「特例期間」という。)に限り、退職手当の財源に充てるための地方債(当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。)を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2及び3 略

(削除)	4 略	5 略	(地方債の許可の基準等の特例)	第三十三条の八の二 特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三 条の八第一項」とする。	2 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三 条の八第一項」とする。
4 特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「次条第一項及び第三項から第五項まで」とあるのは、「次条第一項及び第三項から第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。	5 略	6 略			

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部改正（第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 この法律は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第四百三条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定	（趣旨） 第一条 この法律は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定

めるものとする。

(地方特例交付金の交付)

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村

に対して交付するものとする。

- 2 地方特例交付金の種類は、児童手当特例交付金（平成十八年児童手当法等改正法及び平成十九年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大に対処するために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補てん特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるため（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）に当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。
- 3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する児童手当特例交付金総額及び当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額とする。
- 4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第三項又は第五項の規定により交付すべき児童手当特例交付金の額及び当該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額とする。

(児童手当特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき児童手当特例交付金の総額は、平成十八年児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要

めるものとする。

(地方特例交付金の交付)

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。

- 2 地方特例交付金の種類は、児童手当特例交付金（平成十八年児童手当法等改正法及び平成十九年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大に対処するために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補てん特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるため

に当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

- 3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する児童手当特例交付金総額及び当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額とする。
- 4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第三項又は第五項の規定により交付すべき児童手当特例交付金の額及び当該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額とする。

(児童手当特例交付金の額)

第三条 毎年度分として交付すべき児童手当特例交付金の総額は、平成十八年児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要

する費用の状況を勘案して予算で定める額（平成十九年度から平成二十一年度までの各年度にあつては、当該額に、平成十九年児童手当法改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「児童手当特例交付金加算総額」という。）を加えた額。次項及び第四項において「児童手当特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額は、児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「都道府県児童手当特例交付金総額」という。）とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当特例交付金の額は、都道府県児童手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の児童手当対象児童（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）の数であん分した額（平成十九年度から平成二十一年度までの各年度にあつては、都道府県児童手当特例交付金総額から児童手当特例交付金加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「都道府県児童手当特例交付金加算総額」という。）を控除した額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当対象児童の数であん分した額に、都道府県児童手当特例交付金加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当引上対象児童数（三歳に満たない児童のうち平成十九

する費用の状況を勘案して予算で定める額（平成十九年度及び平成二十年度にあつては、当該額に、平成十九年児童手当法改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「児童手当特例交付金加算総額」という。）を加えた額。次項及び第四項において「児童手当特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額は、児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「都道府県児童手当特例交付金総額」という。）とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当特例交付金の額は、都道府県児童手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の児童手当対象児童（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）の数であん分した額（平成十九年度及び平成二十年度にあつては、都道府県児童手当特例交付金総額から児童手当特例交付金加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「都道府県児童手当特例交付金加算総額」という。）を控除した額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当対象児童の数であん分した額に、都道府県児童手当特例交付金加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の児童手当引上対象児童数（三歳に満たない児童のうち平成十九

年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）であん分した額を加えた額」とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額は、児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「市町村児童手当特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の額は、市町村児童手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額（平成十九年度から平成二十一年度までの各年度にあつては、市町村児童手当特例交付金総額から児童手当特例交付金加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「市町村児童手当特例交付金加算総額」という。）を控除した額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額に、市町村児童手当特例交付金加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当引上対象児童数であん分した額を加えた額）とする。

（減収補てん特例交付金の額）

第四条 毎年度分として交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該額に五百億円を加えた額。次項及び第四項において「減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の

年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）であん分した額を加えた額」とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の総額は、児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（次項において「市町村児童手当特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当特例交付金の額は、市町村児童手当特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額（平成十九年度及び平成二十年度にあつては、市町村児童手当特例交付金総額から児童手当特例交付金加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「市町村児童手当特例交付金加算総額」という。）を控除した額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当対象児童の数であん分した額に、市町村児童手当特例交付金加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の児童手当引上対象児童数であん分した額を加えた額）とする。

（減収補てん特例交付金の額）

第四条 毎年度分として交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（

次項及び第四項において「減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の

総額は、減収補てん特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）の五分の二に相当する額（次項において「都道府県減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、都道府県減収補てん特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、減収補てん特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）の五分の三に相当する額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該五分の三に相当する額に五百億円を加えた額。次項において「市町村減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、市町村減収補てん特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、市町村減収補てん特例交付金総額から五百億円を控除した額）を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額（平

総額は、減収補てん特例交付金総額

の五分の二に相当する額（次項において「都道府県減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、都道府県減収補てん特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額とする。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、減収補てん特例交付金総額

の五分の三に相当する額（

次項において「市町村減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、市町村減収補てん特例交付金総額

を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額

成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該あん分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額を加えた額」とする。

（地方特例交付金の交付時期）

第六条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する児童手当特例交付金の額に当該年度の児童手当特例交付金の総額の前年度の児童手当特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該地方公共団体に対する減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の合算額の二分の一に相当する

とする。

（地方特例交付金の交付時期）

第六条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する児童手当特例交付金の額に当該年度の児童手当特例交付金の総額の前年度の児童手当特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該地方公共団体に対する減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の合算額の二分の一に相当する

九月	額
当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額	

2 平成二十一年度から平成二十四年度までの間における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」とあるのは、平成二十一年度にあつては「当該年度の減収補てん特例交付金の総額から五百億円を控除した額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合」と、平成二十二年度から平成二十四年度までの間にあつては「都道府県にあつては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収補てん特例交付金総額に対する割合を、市町村にあつては当該年度の特例交付金総額に規定する市町村減収補てん特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収補てん特例交付金総額に対する割合」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例

九月	額
当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額	

2 当該年度の国の予算の成立しないこと等の事由により、前項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例

交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合においては、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5| 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合においては、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4| 第一項 の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

改 正 案	現 行
<u>地方公共団体金融機構法</u> （目的） 第一条 <u>地方公共団体金融機構</u> は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、<u>地方公共団体に対しその</u> 地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。 （法人格及び住所） 第二条 <u>地方公共団体金融機構</u>（以下「機構」という。）は、法人とする。 2 機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 （名称） 第七条 機構は、その名称中に<u>地方公共団体金融機構</u> という文字を用いなければならない。 2 機構でない者は、その名称中に<u>地方公共団体金融機構</u> という文字を用	<u>地方公営企業等金融機構法</u> （目的） 第一条 <u>地方公営企業等金融機構</u>は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、<u>地方公共団体に対しその公営企業に係る</u>地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。 （法人格及び住所） 第二条 <u>地方公営企業等金融機構</u>（以下「機構」という。）は、法人とする。 2 機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 （名称） 第七条 機構は、その名称中に<u>地方公営企業等金融機構</u>という文字を用いなければならない。 2 機構でない者は、その名称中に<u>地方公営企業等金融機構</u>という文字を用

いてはならない。

(業務の範囲)

第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。）のうち公営企業（主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業をいう。以下同じ。）に係る地方債以外のものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

二 公営企業に係る地方債のうちイからへまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

イ 水道事業

ロ 交通事業

ハ 病院事業

二 下水道事業

ホ 公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。）

へ イからホまでに掲げるもののほか、政令で定める事業

いてはならない。

(業務の範囲)

第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 公営企業に係る地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。）の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

三 地方公共団体の一時借入金のうち公営企業に係る一時借入金以外のものの資金の貸付け

四 公営企業に係る一時借入金のうち第二号イからへまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け

五 地方公共団体の資金調達に関する調査研究

六 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託

七 地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 機構は、前項第一号及び第二号に掲げる業務を行う場合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しく

二 公営企業に係る一時借入金

の資金の貸付け

三 地方公共団体の資金調達に関する調査研究

四 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託

五 地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項に規定する「公営企業」とは、地方公共団体が行う次に掲げる事業をいう。

一 水道事業

二 交通事業

三 病院事業

四 下水道事業

五 公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。）

六 前各号に掲げるもののほか、主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業のうち、政令で定めるもの

3 機構は、第一項第一号 に掲げる業務を行う場合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項

は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可を得るまでの間において特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。

(業務の遂行に関する基本的事項)

第二十九条 機構は、前条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定により行う資金の貸付けの利率並びに同条第一項第一号及び第二号の規定により応募する地方債の利回りについて、地方公共団体の機構以外の者からの資金調達の条件を勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るように定めなければならない。

2 機構は、各地方公共団体における財政状況及び資金調達の能力並びに各地方公共団体の資金調達がその財政に与える影響を適切に勘案した資金の融通を行うことにより、第一条に規定する目的を十分に達成するよう努めなければならない。

(業務の重点化等)

第三十条 公営企業に係る機構の業務のうち第二十八条第一項第二号への政令で定める事業に係るものについては、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものであることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第三十八条第二項の規定による財政融

に規定する許可を得るまでの間において特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。

(業務の遂行に関する基本的事項)

第二十九条 機構は、前条第一項第一号及び第二号並びに第三項の規定により行う資金の貸付けの利率並びに同条第一項第一号の規定により応募する地方債の利回りについて、地方公共団体の機構以外の者からの資金調達の条件を勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るように定めなければならない。

2 機構は、各地方公共団体における財政状況及び資金調達の能力並びに各地方公共団体の資金調達がその財政に与える影響を適切に勘案した資金の融通を行うことにより、第一条に規定する目的を十分に達成するよう努めなければならない。

(業務の重点化等)

第三十条 第二十八条第二項第六号の政令で定める事業
については、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものであることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第三十八条第二項の規定による財政融

資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。

3 前項の規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方公共団体の財源が不足する場合において地方公共団体が当該不足額をうめるために起こす地方債については、適用しない。

(金利変動準備金)

第三十八条 機構は、各事業年度において、地方公共団体金融機構債券及び長期借入金金の借換え（次項において「債券等の借換え」という。）によって収益が生じたときは、その収益の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した金額を金利変動準備金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金利変動準備金は、債券等の借換えにより生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

3 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令で定める。

(地方公共団体金融機構債券の発行)

第四十条 機構は、地方公共団体金融機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2 機構債券（当該機構債券に係る債権が第四十二条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。

(金利変動準備金)

第三十八条 機構は、各事業年度において、地方公営企業等金融機構債券及び長期借入金金の借換え（次項において「債券等の借換え」という。）によって収益が生じたときは、その収益の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した金額を金利変動準備金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金利変動準備金は、債券等の借換えにより生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

3 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令で定める。

(地方公営企業等金融機構債券の発行)

第四十条 機構は、地方公営企業等金融機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2 機構債券（当該機構債券に係る債権が第四十二条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

。 3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方公共団体健全化基金）

第四十六条 機構は、地方債の利子（

住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの及び地方財政法第五条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるものに係る第二十八条第一号若しくは第二号又は第二項の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。）の軽減に資するために、同法 第三十条の二の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）を積み立てるための基金（以下「地方公共団体健全化基金」という。）を設けなければならない。

。 3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（公営企業健全化基金）

第四十六条 機構は、地方債の利子（第二十八条第二項に規定する公営企業

のうち住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの

に係る同条第一号又は第三項

の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。）の軽減に資するために、地方財政法第三十条の二の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）を積み立てるための基金（以下「公営企業健全化基金」という。）を設けなければならない。

2 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを地方公共団体健全化基金に充てなければならない。

3 地方公共団体健全化基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

4 地方公共団体健全化基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

5 地方公共団体健全化基金の運用により生ずる収益（以下この条及び次条において「基金運用益」という。）は、総務省令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。この場合において、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剰余があるときは、これを地方公共団体健全化基金に組み入れなければならない。

6 地方公共団体健全化基金は、取り崩してはならない。ただし、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、前項の規定により組み入れられた額及びその不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。

（地方公共団体健全化基金の管理に関する事項）

第四十七条 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、地方公共団体健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、地方公共団体健

2 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

3 公営企業健全化基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

4 公営企業健全化基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

5 公営企業健全化基金の運用により生ずる収益（以下この条及び次条において「基金運用益」という。）は、総務省令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。この場合において、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剰余があるときは、これを公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

6 公営企業健全化基金は、取り崩してはならない。ただし、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、前項の規定により組み入れられた額及びその不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。

（公営企業健全化基金の管理に関する事項）

第四十七条 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、公営企業健全化

全化基金に係る収入及び支出の実績並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の状況を記載した書類を作成し、第三十六条第一項の規定による財務諸表の提出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

(解散)

第五十二条 機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、定款で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全額を地方公共団体（機構から第二十八条第一項第一号又は第二号に掲げる業務による資金の融通のいずれをも受けたことがない地方公共団体を除く。）が負担するものとする。

2 この法律に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

附 則 抄

(業務の特例)

第七条

基金 に係る収入及び支出の実績並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の状況を記載した書類を作成し、第三十六条第一項の規定による財務諸表の提出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

(解散)

第五十二条 機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、定款で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全額を地方公共団体（機構から第二十八条第一項第一号 に掲げる業務による資金の融通を受けたことのない地方公共団体を除く。）が負担するものとする。

2 この法律に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

附 則 抄

(業務の特例)

第七条 機構は、第二十八条に規定する業務のほか、臨時地方道整備事業（都道府県道又は市町村道の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）で地方財政の現状にかんがみその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）に係る地方債（地方財政法第五条の三第一項に規定する協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項、第四項若しくは第五項に規定する許可を得た地方債に限る。次項において同じ。）の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を

行うことができる。

2 機構は、平成三十年三月三十一日までを限り、第二十八条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる事業に係る地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

一 臨時河川等整備事業（河川管理施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。）、雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。）又は砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）に関する工事その他の治山治水事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第五号に規定する都市下水路をいう。）の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）でその円滑な実施を図るために特に地方債をもってその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

二 臨時高等学校整備事業（高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）の老朽施設若しくは危険施設の改築又は施設の移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために特に地方債をもってその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

3 第二十八条第三項の規定は、機構が前二項に規定する業務を行う場合に
ついて準用する。

4 機構は、第一項及び第二項並びに前項において準用する第二十八条第三項の規定による資金の貸付けに係る利子について、第四十六条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する収益をその軽減に要する費用に充てることができる。

5 前項の利子の発生に係る事業年度については、第四十六条第五項中「、地方債の利子」とあるのは、「、地方債の利子（附則第七条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項において準用する第二十八条第三項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えて同項及び同条第六項並びに第四十七条の規定を適用する。

6 機構が第一項及び第二項並びに第三項において準用する第二十八条第三項に規定する業務を行う場合については、第二十九条第一項中「前条第一項第一号及び第二号並びに第三項」とあるのは「前条第一項第一号及び第二号並びに第三項並びに附則第七条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第三項」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第一号並びに附則第七条第一項及び第二項」と、第五十二条第一項中「第二十八条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「第二十八条第一項第一号に掲げる業務又は附則第七条第一項若しくは第二項に規定する業務」と読み替えてこれらの規定を適用する。

7 機構は、第二十八条並びに第一項及び第二項並びに第三項において準用する同条第三項に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。

機構は、第二十八条

に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。

2 機構が 前項に規定する業務を行う場合には、当該業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。 3 平成二十一年度から平成二十五年までの間における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。 4 平成二十六年及び平成二十七年における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項」とする。 （地方公共団体健全化基金を廃止する場合の取扱い） 第八条 機構の地方公共団体健全化基金を廃止する場合の取扱いについては、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第二十八条の二第二項に規定する納付金又は第四十六条第一項に規定する納付金を納付した地方公共団体の意見を尊重して、別に法律をもつて処理されるべきものとする。 （公営企業金融公庫の解散等） 第九条 公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、平成二十年十月一日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、解散時において機構が承継する。 2 公庫の解散の際現に公庫が有する権利のうち、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、解散時において国が承継する。			
2 公庫の解散の際現に公庫が有する権利のうち、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、解散時において国が承継する。	8 機構が第一項及び第二項、第三項において準用する第二十八条第三項並びに前項に規定する業務を行う場合には、これらの業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。 （公営企業健全化基金を廃止する場合の取扱い） 第八条 機構の公営企業健全化基金を廃止する場合の取扱いについては、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第二十八条の二第二項に規定する納付金又は第四十六条第一項に規定する納付金を納付した地方公共団体の意見を尊重して、別に法律をもつて処理されるべきものとする。 （公営企業金融公庫の解散等） 第九条 公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、平成二十年十月一日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、解散時において機構が承継する。 2 公庫の解散の際現に公庫が有する権利のうち、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、解散時において国が承継する。		

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に
関し必要な事項は、政令で定める。

4 公庫は、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行するために必要な財政基
盤を確保するため、この法律の施行の日を含む事業年度以後の事業年度に
ついては、損益計算上利益金を生じたときは、公営企業金融公庫法第二十
九条第一項の規定にかかわらず、これを積立金として整理しなければなら
ない。

5 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、同年九月三十日に終わ
るものとする。

6 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算
書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第二十六条の規定
による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及
び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条第一項（監
事の意見に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（監事の意見に係る部
分に限る。）に係る部分を除き、機構が従前の例により行うものとする。

この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公
庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適
用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一
日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十
年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるの
は「平成二十一年十一月三十日」とする。

7 前項の場合において、公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度にお
ける損益計算上の利益金の処分については、第四項の規定に基づいて行う

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継
に関し必要な事項は、政令で定める。

4 公庫は、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行するために必要な財政基
盤を確保するため、この法律の施行の日を含む事業年度以後の事業年度に
ついては、損益計算上利益金を生じたときは、公営企業金融公庫法第二十
九条第一項の規定にかかわらず、これを積立金として整理しなければなら
ない。

5 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、同年九月三十日に終わ
るものとする。

6 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算
書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第二十六条の規定
による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及
び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条第一項（監
事の意見に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（監事の意見に係る部
分に限る。）に係る部分を除き、機構が従前の例により行うものとする。

この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公
庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適
用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一
日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十
年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるの
は「平成二十一年十一月三十日」とする。

7 前項の場合において、公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度にお
ける損益計算上の利益金の処分については、第四項の規定に基づいて行う

ものとする。

8 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金の金額及び第四項の積立金の金額を合計した金額（次項において「債券借換損失引当金等の金額」という。）に相当する金額のうち政令で定める金額は、第三十八条第一項の金利変動準備金として整理するものとする。

9 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金等の金額に相当する金額から前項の政令で定める金額を控除した金額は、附則第十三条第五項の公庫債権金利変動準備金として整理するものとする。

10 機構は、平成二十一年度から平成二十九年度までの間、第三十八条第一項の金利変動準備金に積み立てるため、政令で定めるところにより、前項の規定により公庫債権金利変動準備金として整理された金額に相当する金額を限度として公庫債権金利変動準備金を取り崩し、その取り崩した額に相当する金額を附則第十三条第三項に規定する管理勘定から同条第四項に規定する一般勘定に繰り入れるものとする。

11 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の二第一項の公営企業健全化基金の金額に相当する金額（次項において「承継時基金額」という。）は、機構の公営企業健全化基金に充てるべきものとして地方財政法第三十二条の二の規定により地方公共団体から機構に対し納付されたものとする。

12 機構は、地方公共団体健全化基金に属する現金については、附則第十三

ものとする。

8 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金の金額及び第四項の積立金の金額を合計した金額（次項において「債券借換損失引当金等の金額」という。）に相当する金額のうち政令で定める金額は、第三十八条第一項の金利変動準備金として整理するものとする。

9 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金等の金額に相当する金額から前項の政令で定める金額を控除した金額は、附則第十三条第五項の公庫債権金利変動準備金として整理するものとする。

10 機構は、平成二十一年度から平成二十九年度までの間、第三十八条第一項の金利変動準備金に積み立てるため、政令で定めるところにより、前項の規定により公庫債権金利変動準備金として整理された金額に相当する金額を限度として公庫債権金利変動準備金を取り崩し、その取り崩した額に相当する金額を附則第十三条第三項に規定する管理勘定から同条第四項に規定する一般勘定に繰り入れるものとする。

11 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の二第一項の公営企業健全化基金の金額に相当する金額（次項において「承継時基金額」という。）は、機構の公営企業健全化基金に充てるべきものとして地方財政法第三十二条の二の規定により地方公共団体から機構に対し納付されたものとする。

12 機構は、公営企業健全化基金に属する現金については、附則第十三

条第四項の規定にかかわらず、総務省令で定める条件により、承継時基金額の範囲内で、同項に規定する一般勘定から同条第三項に規定する管理勘定へ融通することができる。

13 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた利差補てん引当金の金額に相当する金額は、附則第十三条第八項の積立金として整理するものとする。

14 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(残余財産の帰属)

第二十二条 機構が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があり、かつ、金利変動準備金の残高があるときは、当該残高に相当する金額（当該金額が処分上限額を超える場合にあっては、処分上限額）は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するためにその地方債 につき長期かつ低利の資金の融通を行う仕組みが構築される場合において金利の変動による損失に備えるために、これに必要と認められる金額に限り処分するものとし、なおその金額に残余があるときは、当該金額を国に帰属させるものとする。

2 前項の「処分上限額」とは、解散時における残余財産の金額又は附則第九条第八項の政令で定める金額及び同条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れられた金額の合計額のいずれか少ない金額をいう。

(公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

条第四項の規定にかかわらず、総務省令で定める条件により、承継時基金額の範囲内で、同項に規定する一般勘定から同条第三項に規定する管理勘定へ融通することができる。

13 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた利差補てん引当金の金額に相当する金額は、附則第十三条第八項の積立金として整理するものとする。

14 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(残余財産の帰属)

第二十二条 機構が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があり、かつ、金利変動準備金の残高があるときは、当該残高に相当する金額（当該金額が処分上限額を超える場合にあっては、処分上限額）は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するために地方公共団体の公営企業の地方債につき長期かつ低利の資金の融通を行う仕組みが構築される場合において金利の変動による損失に備えるために、これに必要と認められる金額に限り処分するものとし、なおその金額に残余があるときは、当該金額を国に帰属させるものとする。

2 前項の「処分上限額」とは、解散時における残余財産の金額又は附則第九条第八項の政令で定める金額及び同条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れられた金額の合計額のいずれか少ない金額をいう。

(公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法（以下この条及び次条において「旧公庫法」という。）第二十三条第一項又は第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券（当該公営企業債券に係る債権が旧公庫法第二十六条の二の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）は、第四十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。 2 公庫の職員として在職した者については、旧公庫法第三十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「公庫は」とあるのは、「<u>地方公共団体金融機構</u>は」とする。	第二十七条 前条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法（以下この条及び次条において「旧公庫法」という。）第二十三条第一項又は第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券（当該公営企業債券に係る債権が旧公庫法第二十六条の二の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）は、第四十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。 2 公庫の職員として在職した者については、旧公庫法第三十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「公庫は」とあるのは、「<u>地方公営企業等金融機構</u>は」とする。
3 旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子（旧公庫法附則第十項の規定又は旧公庫法附則第十一項において準用する旧公庫法第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。次項において同じ。）は、第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなして、同条及び第四十七条の規定を適用する。	3 旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子（旧公庫法附則第十項の規定又は旧公庫法附則第十一項において準用する旧公庫法第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。次項において同じ。）は、第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなして、同条及び第四十七条の規定を適用する。
4 機構は、毎事業年度、前項の規定により第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなされた旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子の軽減に要する費用のうち総務省令で定めるところにより算定した額を一般勘定から管理勘定に繰り入れるものとする。	4 機構は、毎事業年度、前項の規定により第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなされた旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子の軽減に要する費用のうち総務省令で定めるところにより算定した額を一般勘定から管理勘定に繰り入れるものとする。

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部改正（第六条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案		現 行	
（地方財政法の適用関係） 第三十八条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の規定の適用については、当分の間、同法第四条の三第一項中「特別とん譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税、特別とん譲与税」と、同法第三十三条の五の三中「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする。 （地方交付税法の適用関係） 第三十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条及び附則第八条の規定の適用については、当分の間、同法第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中 「十三 地方道路譲与税」 とあるのは 「十三 地方法人特別譲与税」		（地方財政法の適用関係） 第三十八条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の規定の適用については、当分の間、同項中「特別とん譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税、特別とん譲与税」とする 。。 （地方交付税法の適用関係） 第三十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定の適用については、当分の間、同条 第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中 「十三 地方道路譲与税」 とあるのは 「十三 地方法人特別譲与税」	

十三の二 地方道		前年度の地方道路譲与税の譲与額
路譲与税		「
と、同法附則第八条中「第十四条第三項」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税、」とあるのは「事業税、地方法人特別譲与税、」と、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは「、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」とする。		」
十三の二 地方道		前年度の地方道路譲与税の譲与額
路譲与税		とする
とする。		」

(傍線部は改正部分)

- 73 -

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部改正（附則第七条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案		別表第二（第二十四条の二関係）			
略	略	名称	根拠法	地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
略	略	名称	根拠法	地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
現行		別表第二（第二十四条の二関係）			

改 正 案	現 行
附 則 （公営競技を行う地方公共団体の納付金） 第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成二十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、 地方債 の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。	附 則 （公営競技を行う地方公共団体の納付金） 第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成二十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、公営企業に係る 地方債（地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第七条第一項に規定する臨時地方道整備事業及び同条第二項各号に掲げる事業に係る地方債を含む。）の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公営企業等金融機構に納付するものとする。

改 正 案	現 行
（事業税の非課税の範囲） 第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合、地方開発事業団及び合併特例区その他政令で定める公共団体 一の二 地方独立行政法人 二 法人税法別表第一第一号に規定する独立行政法人 二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター 三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構 四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団 五 外国法人で法人税法別表第一第二号に規定する法人に該当するもの 道府県は、次に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。 一 林業 二 鉱物の掘採事業	（事業税の非課税の範囲） 第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合、地方開発事業団及び合併特例区その他政令で定める公共団体 一の二 地方独立行政法人 二 法人税法別表第一第一号に規定する独立行政法人 二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター 三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公営企業等金融機構 四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団 五 外国法人で法人税法別表第一第二号に規定する法人に該当するもの 道府県は、次に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。 一 林業 二 鉱物の掘採事業

3 道府県は、農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。）で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たしているものが行う農業に対しては、事業税を課することができない。

3 道府県は、農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。）で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たしているものが行う農業に対しては、事業税を課することができない。

改 正 案	現 行
（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条 第二章から第七章まで、第九章及び第十章の規定により職員（新法第百四十二条第一項に規定する国の職員を含む。）である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。 2 第二章から第八章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。 3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人森林総合研究所にあつて	（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条 第二章から第七章まで、第九章及び第十章の規定により職員（新法第百四十二条第一項に規定する国の職員を含む。）である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。 2 第二章から第八章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。 3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公営企業等金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人森林総合研究所にあつて

は農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に払い込むものとする。

は農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公営企業等金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に払い込むものとする。

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部改正（附則第十一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案					
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）					
名称	略		地方公共団体	地方公共団体金融機構	略
根拠法			地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	
現 行					
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）					
名称	略	地方公営企業等金融機構	地方公共団体		略
根拠法		地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）		

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部改正（附則第十二条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案						現行					
別表第一 公共法人の表（第二条関係）						別表第一 公共法人の表（第二条関係）					
名称	略		地方公共団体	地方公共団体金融機構	略	名称	略		地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構	略
根拠法			地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）		根拠法			地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	

改正案				現行			
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）				別表第二 非課税法人の表（第五条関係）			
名称	根拠法	略	地方公共団体金融機構	名称	根拠法	略	地方公営企業等金融機構
略			地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	略			地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

(傍線部は改正部分)

– 83 –

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部改正（附則第十五条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人		別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人	
名称	根拠法	名称	根拠法
略		略	
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
略		略	
二 略		二 略	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部改正（附則第十六条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （地方債の起債の許可の特例） 第七条 平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。 2 平成二十六年及び平成二十七年 における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。	附 則 （地方債の起債の許可の特例） 第七条 平成二十一年度から平成二十七年までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。